

随意契約理由書

件名	走井学校給食センター 洗浄機類、消毒保管機及び連続フライヤー修理
契約の相手方	株式会社中西製作所 大阪支店
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
随意契約理由	走井学校給食センターでは、株式会社中西製作所大阪支店に厨房設備類維持管理業務を委託しております。今回点検の結果、洗浄機類、消毒保管機及び連続フライヤーが劣化しており、このまま使用続けると洗浄不良、消毒不良及び連続フライヤーの動作不良が起これと判明しました。 当該洗浄機類は同社の固有の技術に基づいた製品であることから同社しか修理できない。また、連続フライヤーの修理については日常点検を行っている同社が設備の構造及び現場の状況を熟知しているため、当該事業者へ施工させることで、設備の使用に関し安全性が確保できることから随意契約を行うものです。
備考	